

“生きがい・みんなの展示事業” 実施要領

平成 29 年 11 月現在

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市民団体等が制作した作品を展示し、市民の鑑賞に供することで制作者の生きがいを創出するとともに、公共施設の展示スペースの利用促進及び賑わい作りに寄与することを目的とし、公共施設の展示スペースにおける市民団体等が作成した作品の展示について必要な事項を定めるものとする。

(展示場所)

第 2 条 展示スペースは、次に掲げる場所とする。

- (1) ふじえだ市民活動支援センターフリースペース
- (2) 岡部支所玄関ホール
- (3) 福祉センターきすみれ 1 階ロビー
- (4) 駅南図書館内壁面
- (5) 生涯学習センター 1 階廊下壁面、2 階廊下壁面及び 1 階展示用ケース

(対象)

第 3 条 展示を行うことができる団体（以下「展示団体」という。）は、市民 3 人以上で構成されており、継続的に藤枝市内で活動を行っている団体とする。

2 展示の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 営利（間接的なものを含む。）を目的としたもの
- (2) 宗教的活動を目的としたもの及び関連のあるもの（連想させるものを含む。）
- (3) 政治的活動を目的としたもの及び関連のあるもの（連想させるものを含む。）
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体によるもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は差別する内容を含んだもの
- (6) 展示物に団体名及び連絡先の明記のないもの
- (7) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (8) 公共の福祉に反するもの

3 前項の規定にかかわらず、市長が公共の場にふさわしくないと認める内容を展示しようとする団体については、展示を行うことができない。

(展示の申込)

第 4 条 展示の申込は、各施設に展示場所の空き状況を確認した上で、市民活動団

体支援課に行うものとする。

(展示の方法)

第5条 展示団体は、展示に当たり、施設管理者の指示に従わなければならない。

- 2 展示物の搬入及び搬出は、展示団体の関係者が行う。
- 3 大音量を発する展示物その他施設利用者の迷惑となる展示は、行うことができない。
- 4 展示団体は、施設管理者より展示作品の撤去の要請があった場合には、速やかに展示作品を撤去しなければならない。

(展示の条件)

第6条 展示の期間は、1回につき2週間以内とする。また、同一の施設で展示を行う場合は、2週間以上間隔をあけるものとする。

- 2 当該年度に展示した回数が少ないものを優先して展示させる場合がある。また、行政情報などの優先展示期間には、展示することができないものとする。
- 3 展示の内容が全く同一のものは、同施設では再度展示することはできない。

(施設の使用料)

第7条 施設の使用料は、無料とする。

- 2 展示団体は、一般観覧者に対し、入場料等を課すことはできない。

(免責事項)

第8条 期間中、展示物に起こった盗難及び破損等の損害については、市は、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、展示の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。